

報酬額表

行政書士法第10条の2第1、2項に基づく報酬額表

事 件 名		報 酬 額	摘 要
遺言書	自筆証書遺言	31,500円～	文案作成、作成指導
	公正証書遺言・秘密証書遺言	52,500円～	遺言書文案作成、公証人役場証人出頭
	遺言執行者業務	105,000円～	相続財産目録作成、遺言執行
相続	遺言書がある場合	157,500円～	相続財産目録作成、手続き一般
	遺言書がない場合	210,000円～	遺産分割協議立会、遺産分割協議書作成、手続き一般
離婚	離婚協議書作成	31,500円～	文案作成、作成指導
	公正証書離婚協議書作成	52,500円～	文案作成、公証人役場代理出頭
契約書など	標準的なもの	10,500円～	贈与、売買、金銭消費貸借契約 不動産賃貸借、請負、示談書 等
	特別な考案を要するもの	31,500円～	
	内容証明郵便	31,500円～	文案作成、送付手続き
	その他	10,500円～	官公庁に提出する書面作成
許認可申請など	車庫証明申請	6,300円	現地調査、申請代理
	個人向け補助金申請	21,000円～	申請代理、事業報告
	外国人入管関連業務	31,500円～	申請手続き、入国管理局代理出頭
	特殊車両通行許可申請	31,500円～	オンライン申請を含む
	企業向け補助金申請	52,500円～	事業計画書作成、申請代理
	農地転用許可申請	52,500円～	申請代理、開発行為許可申請 等
	法人設立	105,000円～	定款作成、官公庁手続き
	建設業、産廃業、各種許可申請	105,000円～	許可、経営状況分析、経営事項審査、入札参加資格審査
	各種営業許可	105,000円～	飲食店、遊技店、風俗店 等
<p>その他の事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交通費・宿泊費は実費とする。 2. 着手金は依頼者と協議により受領することができる。 3. 立替金(印紙代・証紙代など)は別途とする。 4. 特に時間を要し複雑のものであって計算を要するものについては、あらかじめ依頼者の承諾を得て、加算した報酬額を受け取ることができる。 5. 報酬額には、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により行政書士の役務の提供に対する対価に課される消費税及び地方消費税の額に相当する額を含む。 			

平成20年6月1日



栃木県行政書士会 会員

行政書士

植木 智美

